

介護老人保健施設ふかわ・くにくさ通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団あと会が開設する介護老人保健施設ふかわ・くにくさ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 長年住み慣れた地域社会の中での療養、すなわち生活ニーズと保険医療ニーズの両方に対応できる利用者本位の看護・介護を目標とし、スタッフの教育に力を入れて活気あふれる施設を目指し、また地域、関係機関、並びに家族との連携を密にして、老人の自立、早期家庭復帰の実現するような運営を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ふかわ・くにくさ
 (2) 開設年月日 平成 16 年 10 月 1 日
 (3) 所在地 広島県広島市安佐北区上深川町 1 8 6 番地 1
 (4) 電話番号 082-840-1840 FAX 番号 082-840-3666
 (5) 管理者名 真下 一策
 (6) 事業者番号 3 4 5 0 2 8 0 1 4 8

(従業者の職種、員数)

第 5 条 当施設の従事者の職種、員数は、以下のとおりとする。

(1) 1 単位目

職種	常勤	非常勤	備考
管理者（医師）	1	—	
介護職員	3	7	
看護職員	1	—	
支援相談員	—	—	
理学療法士	—	1	介護老人保健施設と兼務
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	

(2) 2 単位目

職種	常勤	非常勤	備考
管理者（医師）	1	—	
介護職員	5	5	
看護職員	—	—	
支援相談員	—	—	
理学療法士	—	1	介護老人保健施設と兼務
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	

(3) 3 単位目

職種	常勤	非常勤	備考
管理者（医師）	1	—	
介護職員	5	2	
看護職員	—	—	
支援相談員	—	—	
理学療法士	—	1	介護老人保健施設と兼務
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	

2 その他必要に応じて雇用することがある。

(従業員の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーショ

ン) 計画に基づく介護を行う。

- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーションの計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

（代理及び代決）

第7条 管理者が事故等により職務を遂行できない場合は、副施設長及び事務長がその職務を代理する。

- 2 前項の規定により管理者職務の代理をした者は、あらかじめ管理者が定めた事項のほか、必要と認める事項を管理者に報告しなければならない。

（職員の勤務条件）

第8条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団あと会の就業規則による。

（営業日及び営業時間）

第9条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日まで及び祝祭日とする。ただし1月1日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
平日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜 午前8時30分から午後5時30分までとする。
祝日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
1 単位目 午前9時30分から午後4時までとする。（また、延長サービス行う時間は2時間とする。）
2 単位目 午前9時30分から午後2時45分までとする。
3 単位目 午後3時00分から午後5時30分までとする。

（利用定員）

第10条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員数は、次のとおりとする。

- 1 単位目 40人とする。
- 2 単位目 40人とする。

3 単位目 10 人とする。

(事業の内容)

第 11 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

5 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション）に基づき、個別リハビリテーションを実施する。

(利用者負担の額)

第 12 条 利用者負担の額を以下とおりとする。

(1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

広島市安佐北区、広島市安佐南区、広島市東区

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 喫煙は、施設内の喫煙スペース以外できないこと。安全管理上、ライターは施設が預かるものとする。

(2) 指定した場所以外で火気を用いた、自炊することを禁止する。

(3) 設備・備品の利用は、その本来の用途に従って利用すること。

(4) 所持品・備品等の持ち込みは、紛失の原因になるので、マジック等で消えないよう

に必ず氏名を書くこと。

- (5) 提供時間内の、医療期間の受診は原則出来ない。
- (6) ペットの持ち込みは、原則持ち込めないこと。
- (7) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (8) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 職員は職務内容の充実と向上を図るために、月1回の職員会議に出席するものとする。
- (2) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (3) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (4) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 19 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 施設内の清掃、環境の美化に努めるものとし、定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

5 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 20 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 21 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第 22 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団

あと会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 20 年 10 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 22 年 7 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 26 年 3 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 27 年 10 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 28 年 8 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 28 年 9 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、平成 30 年 3 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、令和 2 年 6 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。
この運営規程は、令和 4 年 8 月 1 日より一部改正する。